キャッシュレス納付に関する手続

～原則**24時間、自宅やオフィスでも納付できる**便利なキャッシュレス納付をご利用ください～

東京国税局
令和８年９月

- 予納ダイレクトを除き、**全ての税目がキャッシュレス納付の対象**（収入印紙の貼付により納付する場合を除く。）となります。
- 予納ダイレクトを除き、いずれのキャッシュレス納付の場合でも本税に加え、附帯税（加算税・延滞税等）も納付が可能です。
- キャッシュレス納付の場合、領収書は発行されません。

納付手続	手続に必要なもの	納付前手続	利用可能金額	手続概要
ダイレクト納付	✓ e-Tax利用開始届出書の提出 ✓ ダイレクト納付利用届出書の提出※1	✓ 納付情報登録※2・3 又は ✓ e-Tax申告	金融機関により異なる	
インターネットバンキング等による納付※4	✓ e-Tax利用開始届出書の提出 ✓ インターネットバンキング又はモバイルバンキングの契約		金融機関により異なる	
クレジットカード納付※5	✓ クレジットカード （納付税額に応じた決済手数料が必要）		1,000万円未満かつカード決済可能範囲内	
スマホアプリ納付	✓ e-Tax利用開始届出書の提出		30万円以下	
今後の納税に！ **予納ダイレクト※6（申告前の予め納付）**	✓ e-Tax利用開始届出書の提出 ✓ ダイレクト納付利用届出書の提出※1	✓ ダイレクト納付を利用した予納の申出画面による登録	－	

※１　利用開始までの期間は、オンライン提出で１週間程度、書面提出で１か月程度要します（法人は書面提出のみ）。
※２　e-Taxで納付情報データ（納付情報登録依頼）を作成・送信することで、メッセージボックスに格納される「納付区分番号通知」から電子納税手続が可能です（作成には利用者識別番号及び暗証番号が必要・電子証明書は不要）。
※３　書面申告の場合であっても、納付情報登録を行うことでキャッシュレス納付を利用できます。
※４　e-Tax利用開始の際に設定する「納税用確認番号」（６桁）が必要です。e-Taxで確認・変更ができます。
※５　e-Taxの利用がなく、書面申告の場合だけであっても、「国税クレジットカードお支払いサイト」からクレジット納付を利用できます。
※６　予納できる期間は、予納する国税の課税期間内（例：令和Ｘ年分の確定申告分については、令和Ｘ年１月１日～12月31日）です。
なお、利用可能税目は、申告所得税及び復興特別所得税、贈与税、法人税（地方法人税）及び消費税及び地方消費税です。

【参考】キャッシュレス納付に関する各種リーフレット等

➢ 詳細は、以下の二次元コードをスマホ等で読み取ってご覧ください

○　キャッシュレス納付の概要

国税も！地方税も！キャッシュレス納付！		簡単！便利な！キャッシュレス納付のご案内	

○　ダイレクト納付

「ダイレクト納付（e-Taxによる口座振替）」についてよくある質問		ダイレクト納付の対象税目		令和６年４月から自動ダイレクトが始まります	
	ダイレクト納付利用可能金融機関一覧		ダイレクト納付利用届出書オンライン提出の流れ		ダイレクト納付手続きマニュアル

○　クレジットカード納付

クレジットカード納付のＱ＆Ａ		国税のクレジットカード納付にはe-Taxの利用が便利です		国税クレジットカードお支払サイト	

○　スマホ納付

スマホアプリ納付のＱ＆Ａ		国税の納付はスマホでスマートに	

東京国税局

令和８年９月